

# 道路法等の改正に係る技術基準

---

# 自動運行補助施設に係る技術基準

---

	①規定項目	②規定内容
設置基準	施設の性能	・定性的に規定(自動運行の補助に適切な磁界等の強さであること)
	舗装に埋設する施設の設置深さ	・舗装等の機能に著しい影響を与えない ・既存の舗装の性能を著しく損ねることのないよう、輪荷重のかかり方に留意する
	舗装に埋設する施設の舗装や他の埋設施設への影響	・施工に係る基本的事項(設計で定めた条件の確保、付近の他構造物の使用性・安全性への配慮等) ・占用物件の維持管理に著しい支障とならない ・舗装材の再利用に著しい支障とならない
	人体・環境への影響の防止	・自動運行補助施設による磁界又は電波が人体や周辺環境に著しい影響を与えない
	道路管理(路面清掃、除雪作業等)や、他の道路施設(橋梁等)の機能への配慮	・道路の維持管理(修繕を含め) / 橋梁、トンネル等の道路構造物の性能 / 他の埋設物 に著しい影響を及ぼさない
	公示情報(必要な記録)の明確化	・自動運行補助施設ごとに公示すべき情報(自動運行補助施設を使用する者に提供する情報)の項目を規定
点検要領	基本的考え方	・「巡視」を中心とした点検を基本(第三者被害小) ・路線の特徴や自動車交通の影響、設置環境等を考慮する必要がある場合は個別に検討 ・維持管理水準は、他の路面下に設置する施設等に準じて規定(交通量によらず同じとする等)
	舗装路面に埋設する特徴に係る事項	・変状が路面に最初に発現することも念頭に、自動運行補助施設の点検時に舗装の状態を合わせて確認
	効率的な点検に必要な事項	・「重点的に着目する必要がある箇所」を予め特定し、主として当該箇所を対象に点検 ・交通安全施設等他の道路附属物に準じて規定(日常的な点検は外形的な点検のみとする等)

※代表的な規定事項を記載

# 特定車両停留施設に係る技術基準

---

# 特定車両停留施設に係る技術基準①

箇所	項目	基準の内容		
		トラック	バス	タクシー
特定車両用場所	構造耐力	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特定車両の荷重・その他の荷重・地震等に対して安全な構造</li> <li>■設計自動車荷重:トラック 245kN</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特定車両の荷重・その他の荷重・地震等に対して安全な構造</li> <li>■設計自動車荷重:バス 196kN</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特定車両の荷重・その他の荷重・地震等に対して安全な構造</li> <li>■設計自動車荷重:タクシー 30kN</li> </ul>
	特定車両の出口及び入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>■接続場所</li> <li>・駐停車禁止場所(道路交通法第44条)、橋、幅員が6.5m未満である道路又は縦断勾配10%を超えるものである道路に接しない</li> <li>・道路の曲がり角又は幅員が20m以上の道路との交差点から30m以上離す(停留場所が11以上で幅員20m以上の道路に接する場合)</li> <li>※公安委員会と協議して道路交通の円滑と安全を阻害しないと認める場合については、適用しない</li> <li>■すみ切り:必要に応じてすみ切りを行う</li> <li>■視認性の確保</li> <li>車両が当該出口に接した場合に、車両中心線上1.2m離れた位置の地上1.7mの点で、左右にそれぞれ80°の範囲を確認可能</li> <li>※信号機、反射鏡等の保安設備を設置するときはこの限りでない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■接続場所</li> <li>・駐停車禁止場所(道路交通法第44条)、橋、幅員が6m未満である道路又は縦断勾配12%を超えるものである道路に接しない</li> <li>・道路の曲がり角又は幅員が20m以上の道路との交差点から30m以上離す(停留場所が11以上で幅員20m以上の道路に接する場合)</li> <li>※公安委員会と協議して道路交通の円滑と安全を阻害しないと認める場合については、適用しない</li> <li>■すみ切り:必要に応じてすみ切りを行う</li> <li>■視認性の確保</li> <li>車両が当該出口に接した場合に、車両中心線上1.2m離れた位置の地上1.2mの点で、左右にそれぞれ80°の範囲を確認可能</li> <li>※信号機、反射鏡等の保安設備を設置するときはこの限りでない</li> </ul>	
	諸設備の配置	誘導車路、操車場所、停留場所、乗降場、待合所、荷扱場その他の設備の配置が利用者の利便を著しく阻害しない		
	誘導車路及び操車場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>■誘導車路</li> <li>・幅員6.5m以上(一方通行の場合、幅員3.5m以上)</li> <li>・有効高4.1m以上</li> <li>・屈曲部:特定車両が円滑に回転できる構造</li> <li>・傾斜部の勾配は10%を超えてはならない</li> <li>※やむを得ない場合、12%以下とすることができる</li> <li>■操車場所</li> <li>・形状・広さ:規模・構造に適応したもの</li> <li>・有効高・傾斜部の勾配:誘導車路と同様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■誘導車路</li> <li>・幅員5.5m以上(一方通行の場合、幅員3.5m以上)</li> <li>・有効高3m以上</li> <li>・屈曲部:特定車両が円滑に回転できる構造</li> <li>・傾斜部の勾配は12%を超えてはならない</li> <li>■操車場所</li> <li>・形状・広さ:規模・構造に適応したもの</li> <li>・有効高・傾斜部の勾配:誘導車路と同様</li> </ul>	
	停留場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長さ12m以上、幅3m以上とし、区画線等で位置を明示</li> <li>・面の勾配1.5%未満</li> <li>・有効高4.1m以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長さ6m以上、幅2.5m以上とし、区画線等で位置を明示</li> <li>・面の勾配1.5%未満</li> <li>・有効高3m以上</li> </ul>	

# 特定車両停留施設に係る技術基準②

箇所	項目	基準の内容		
		トラック	バス	タクシー
旅客用場所	旅客用場所	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅客用場所と特定車両用場所は共用しない</li> <li>旅客通路と特定車両用場所を共用する場合は、警報設備の設置等の措置</li> </ul>	
	乗降場		<ul style="list-style-type: none"> <li>旅客用場所(乗降場を除く)、特定車両用場所、特定車両用場所と共用する旅客通路は、それぞれ柵、区画線等により区分</li> <li>幅80cm以上</li> <li>接する特定車両用場所の面上10cm以上20cm以下の高さを有するもの、柵等の遮断設備により特定車両用場所と区分</li> </ul>	
	避難設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物部分で、直接地上へ通じる出入口のない階に旅客の集合する設備を設ける場合は、建築基準法施行令に規定する避難階段と同等以上の避難設備を設置</li> </ul>	
その他	排水設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物である部分を除き、側溝等の排水設備を設置</li> </ul>		
	換気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>空気中の一酸化炭素の占める割合を0.01%以下に保つことができる換気設備を設置</li> </ul>		
施設特有の機能	交通結節点機能の高度化のための構造	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道その他の公共交通機関を利用する旅客のための施設(旅客施設)に隣接もしくは近接等する特定車両停留施設は、交通結節点機能の高度化を図るため、当該施設と旅客施設との間を往来して公共交通機関相互の乗継ぎを行う旅客の利便の増進に資するよう旅客用場所を配置すること等、適当な方法により、当該旅客の乗継ぎを円滑に行うことができる構造とするように努める。</li> </ul>	
	災害時対応のための構造及び設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生した場合において、当該旅客特定車両停留施設及びその周辺の旅客を一時的に滞在させる構造とするように努める。</li> <li>旅客の移動のための交通手段に関する情報、指定避難所の場所に係る情報等を提供するための設備を設けるように努める。</li> </ul>	

# 旅客特定車両停留施設のバリアフリー基準

---

# 旅客特定車両停留施設のバリアフリー基準①

	①規定項目	②規定内容
乗降場	乗降場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子使用者が円滑に乗降できる構造</li> <li>・柵、視覚障害者誘導用ブロック等の設置（視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備）</li> <li>・平たんで滑りにくい仕上げ</li> </ul>
通路	通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通路幅：140cm以上 ※やむを得ない場合、通路の末端を車椅子の転回に支障のないものとし、50mごとに車椅子を転回できる場所を設け、幅を120cm以上とできる</li> <li>・出入口幅：90cm以上（やむを得ない場合80cm）</li> <li>・戸：幅90cm以上、自動で開閉又は高齢者・障害者等が容易に開閉（やむを得ない場合：80cm）</li> </ul>
	傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅：120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）</li> <li>・勾配：8%以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、12%以下）</li> <li>・踊り場：高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場設置</li> <li>・手すり：二段式を両側に設置</li> <li>・色彩：勾配部と接続通路の明度、色相、彩度の差を大きく</li> <li>・滑りにくい仕上げ</li> </ul>
	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口の幅：80cm以上</li> <li>・かごの幅：140cm以上</li> <li>・かごの奥行き：135cm以上</li> <li>・乗降ロビーの幅：150cm以上</li> <li>・乗降ロビーの奥行き：150cm以上</li> <li>・延長機能：開扉時間を延長する機能を設置</li> <li>・鏡、手すり、音声設備を設置</li> <li>・操作盤：車椅子使用者用の操作盤を設置（点字を要する）</li> <li>・エレベーターの台数、かごの内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定める（追加）</li> </ul>
	エスカレーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅：80cm以上</li> <li>・踏み段：車椅子のため必要な広さ確保（車止めを設置）</li> <li>・昇降口：3枚以上の踏み段が同一平面上にあること</li> <li>・上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置</li> <li>・滑りにくい仕上げ</li> <li>・色彩：踏み段端部と周辺の輝度比を大きく</li> <li>・進入可否：上端・下端付近通路の床面に示す</li> </ul>



# 旅客特定車両停留施設のバリアフリー基準②

	①規定項目	②規定内容
通路	階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩：踏面端部と周辺の輝度比を大きく</li> <li>・手すり：二段式を両側に設置</li> <li>・点字：手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す</li> <li>・回り段：設置しない</li> <li>・滑りにくい仕上げ</li> <li>・つまずきの原因を除く</li> </ul>
その他の旅客の用に供する場所	運行情報提供設備	文字・音声等による運行情報提供設備を設置
	便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示：男女用の区別、便所の構造（音、点字等でも案内）</li> <li>・滑りにくい仕上げ</li> <li>・1以上の車椅子使用者が利用できる便所</li> <li>・1以上の高齢者・障害者等のための便所</li> </ul>
	乗車券販売所 待合室 案内所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口の幅：80cm以上</li> <li>・段差：車椅子使用者が通過する際に支障となる段がない ※やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設</li> <li>・文字により意思疎通を図るための設備を設置</li> </ul>
	発券機	一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
	案内標識	・設置場所：エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所、休憩施設
	視覚障害者誘導用ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者誘導用ブロック設置場所：エレベーター乗降口の通路に設ける操作盤、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板、便所の出入口、乗車券等販売所との間の経路を構成する通路</li> <li>・視覚障害者の移動等円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設</li> </ul>
	休憩設備 照明設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者等の休憩設備を一以上設置</li> <li>・優先席を設ける場合は、優先的な利用の対象者を表示</li> <li>・照明設備を設置</li> </ul>
	運行情報提供設備	文字・音声等による運行情報提供設備を設置

# 歩行者利便増進道路の構造基準

---

# 歩行者利便増進道路の構造基準①

		①規定項目	②規定内容
歩行者の安全かつ円滑な通行の基準	歩道	歩道の有効幅員	交通量が多い道路:3.5m以上 その他の道路 :2.0m以上
		歩道の舗装	透水性舗装の活用 平坦で滑りにくく水はけが良い仕上げ
		歩道の勾配	縦断勾配:5%(特例値:8%) 横断勾配:1%(特例値:2%)
		歩道と車道の分離	縁石の設置(高さ15cm以上) 植樹帯や並木や柵の設置
		歩道の高さ	5cm(標準)
		横断歩道接続部の高さ	2cm(標準)
		車両乗り入れ部	横断勾配1%(特例値:2%)を満たす有効幅員2m以上
		立体横断施設	移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設置
		乗合自動車停留所	乗合自動車停留所の歩道の高さ15cm(標準) ベンチ及び上屋を設置
		便所	車椅子使用者が円滑に利用できる構造の便房、水洗器具を設置した便房を一以上設置
		案内標識	移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁施設等の施設やエレベーター等移動等円滑化に必要な施設の案内標識を設置
		視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者の移動等円滑化のために必要な箇所に設置
		休憩施設	適当な間隔でベンチ、上屋を設置
		照明施設	照明施設を連続して設置
防雪施設	融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設置		
経過措置	市街化の状況等やむを得ない場合、歩道に代えて、自動車を減速させて歩行者、自転車の安全の通行を確保する対策を実施		

## 歩行者利便増進道路の構造基準②

①規定項目		②規定内容
利便の増進の基準	歩行者の滞留の用に供する空間 滞留空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者利便増進道路に設けられる歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設ける</li> </ul>
	歩行者利便増進施設 歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設けるための場所を設ける</li> <li>必要がある場合、当該場所に利便の増進に資する工作物、物件又は施設(街灯、ベンチ等)を設ける</li> </ul>